

令和5年第8回安平町議会臨時会会議録

令和5年11月27日（月曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和5年11月27日（月曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 欠席議員（2名）

議席番号

5番 田村 興文 8番 箱崎 英輔

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課参事 佐々木 智紀
産業振興課長 森池 和哉	建設課長 塩谷 慎嗣
建設課参事 伊藤 富美雄	健康福祉課長 阿部 充幸
健康福祉課参事 小坂橋 憲仁	水道課長 蟹谷 光宏
水道課参事 谷村 英俊	総合支所長 大窪 好己
商工観光課長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第1号	安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第2号	ときわキャンプ場第2サイト造成工事請負変更契約の締結について
日程第5	議案第3号	令和5年度安平町一般会計補正予算(第6号)について
日程第6	議案第4号	令和5年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第7	議案第5号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第8	議案第6号	令和5年度安平町水道事業会計補正予算(第2号)について

○ 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 会議録署名議員

議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	小笠原 直 治
10番	高 山 正 人

会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。第8回安平町議会臨時会のご案内をしましたところ皆様方にはご出席いただきご苦勞様です。11月末になりまして急激に気候が冬の状態になりまして、皆様方体調管理に苦勞されていると思いますが、これから年度末の繁忙期に入りますので議員各位、説明員の皆様方も町民対応等忙しい時期になりますから体調管理に十分気を遣われてお過ごしいただきたいと思います。開会前の挨拶に変えさせていただきます。

会議の前にご報告します。5番田村議員と8番箱崎議員から欠席の届け出がありますのでご報告致します。なお、6番工藤隆男議員は若干遅れて議場に参りますので合わせてご報告します。

それでは早速臨時会を開会します。

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は9名です。定足数に達していますので、只今から令和5年第8回安平町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は先に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、**会議録署名議員の指名**を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第123条の規定によって

3番 小笠原 直治 議員

10番 高山 正人 議員 を指名致します。

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第 2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します、本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって本臨時会は本日 1 日限りと決定致しました。

◎ 日程第 3 議案第 1 号

○議長（多田政拓君） 日程第 3、議案第 1 号安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 議案第 1 号朗読

議案第 1 号

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 11 月 27 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

給与改定に関する人事院勧告を受けて国家公務員の給与が改定されたことに伴い、安平町職員の給与月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の額を改定するため、この条例の制定について、提案するものである。

条文の朗読を省略しまして条例制定の趣旨及び関係条例の改正内容の説明前に新旧対照表の一部に誤りがありましたので、本日お手元に配布していません正誤表と新旧対照表の差し替え分をもって訂正し、お詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは初めに条例制定の趣旨についてご説明しますので、事前に配布してあります議案第1号資料をご覧ください。本年8月7日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い安平町職員の給与に関する条例他2件の関係条例を一括改正するものですが、本年の給与勧告のポイントとしては昨年に引き続き月例給、ボーナスともに引き上げされ、月例給については民間給与との格差0.96%を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置き俸給月額を引き上げるとともに、ボーナスに関しては支給月数を0.10月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ期末手当と勤勉手当に0.05月分ずつ配分するものです。

続きまして関係条例の改正内容についてご説明しますので議案裏面の条例本文をご覧ください。改正条文第1条の安平町職員の給与に関する条例の一部改正についてはまず第20条第2項、こちらは定年前再任用の短時間勤務職員以外の職員いわゆる一般職の職員にかかる期末手当となりますが、本年12月期における支給割合を100分の120から100分の125に改めるもので、これによりすでに支給済の6月期分と合わせ年間支給月数では現行の2.4月から2.45月に引き上げになるものです。また、同条第3項については定年前再任用短時間勤務職員にかかる期末手当で、こちらは先ほどの一般職の支給割合を読み替える規定となっていますので、第20条第2項で改正しましたとおり、本年12月期における支給割合を100分の120から100分の125に改め、適用する支給割合を100分の67.5から100分の70に改めるもので、これにより年間支給月数では現行の1.35月から1.375月になるものです。

次に第23条第2項第1号、こちらは一般職にかかる勤勉手当となりますが、本年12月期における支給割合を100分の100から100分の105に改めるもので、これにより年間支給月数では現行の2.0月から2.05月になるものです。また、同項第2号では、定年前再任用短時間勤務職員にかかる勤勉手当の支給割合を100分の47.5から100分の50に改めるもので、これにより年間支給月数では現行の0.95月から0.975月になるものです。

次に別表第1の給料表の改定ですが、初任給をはじめ若年層に重点を置き、

平均1.1%の引き上げ改定を行うもので、初任給については高卒が1万2000円、大卒は1万1000円引き上げ、合わせて全ての俸給を引き上げ改定するものです。なお、級別の平均改定率については1級が5.2%、2級が2.8%、3級が1.0%、4級が0.4%、5級以上は0.3%の引き上げとなります。

続きまして給料表が続きますが、給料表の次、下のところに記載の改正条文第2条の関係です。まず第20条第2項は一般職にかかる令和6年度以降の期末手当の年間支給月数2.45月を6月期と12月期で半分の1.225月ずつ割り振るため、改正条文第1条で改正しました100分の125の支給割合を100分の122.5に改め、同条第3項の定年前再任用短時間勤務職員にかかる来年度以降の期末手当の年間支給月数1.375月を6月期と12月期で0.6875月ずつ割り振るため、第1条で改正しました100分の70を100分の68.75に改めるものです。

次の第23条第2項第1号、こちらは一般職にかかる来年度以降の勤勉手当の年間支給月数2.05月を6月期と12月期で1.025月ずつ割り振るため、第1条で改正しました100分の105を100分の102.5に改め、同項第2号では定年前再任用短時間勤務職員にかかる来年度以降の勤勉手当の年間支給月数0.975月を6月期と12月期で0.4875月ずつ割り振るため、第1条で改正しました100分の50を100分の48.75に改めるものです。

第3条の安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、本年12月期における期末手当の支給割合を100分の220から100分の230に改めるもので、これにより既に支給済みの6月期分と合わせて年間支給月数では4.5月となり0.1月分の引き上げとなるものです。

第4条については議会議員にかかる来年度以降の期末手当について年間支給月数4.5月を6月期と12月期で2.25月ずつ割り振るため、前条で改正しました100分の230を100分の225に改めるものです。

続きまして第5条及び第6条の安平町長等の給与等に関する条例の一部改正については、只今ご説明しました安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同様の改正内容となっていますので、説明は割愛させていただきます。

最後に附則の関係ですが、第1条としてこの条例の施行期日は公布の日からとし、ただし、改正条文第2条、第4条及び第6条の規定については、令和6年4月1日から施行するもので、これら条例改正については同一箇所を異なる施行期日で改正する必要があるため、国の法案と同様の手法により改正を行うものです。第2項は改正後の別表第1、給料表の規定となりますが、令和5年4月1日に遡及適用するものです。

続いて第2条は給与の内払い。第3条は規則への委任規定となります。

以上、ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。只今説明が終わりましたので、これから

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第4、議案第2号ときわキャンプ場第2サイト造成工事請負変更契約の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

[塩谷建設課長挙手]

○議長(多田政拓君) 建設課長。

○建設課長(塩谷慎嗣君) 議案第2号朗読

議案第2号

ときわキャンプ場第2サイト造成工事請負変更契約の締結について

令和5年6月22日に議会の議決を経たときわキャンプ場第2サイト造成工事請負変更契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

(提案理由)

ときわキャンプ場第2サイト造成工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

(別紙)

記

項 目	変 更 前	変 更 後
1 契約の目的	ときわキャンプ場第2サイト造成工事	変更前と同じ
2 契約の方法	指名競争入札	変更前と同じ
3 契約の金額	70,532,000円	75,746,000円
4 契約の相手方	勇払郡安平町安平442番地 瀧本産業 株式会社 代表取締役 瀧本哲也	変更前と同じ

補足説明ですが、配布資料の工事位置図及び全体計画平面図を参照しながらお聞き願います。6月定例会において第1回目の設計変更を行い、今回最終となる第2回目の設計変更になります。主な変更内容ですが、オートサイトにおいて127㎡の購入土を予定していましたが、土量に不足が生じたため購入土を取りやめ、早来学園で発生した残土を約660㎡ほど再利用しています。

また、フリーサイト側ですが、フリーサイトの設計に第1サイトの駐車場の路盤の入れ替えを入れていましたが、現地測量の結果、排水勾配を確保するため中央部で35cmの施工厚が必要となり、予定では路盤を10cmとしていたところ平均施工厚を22.5cmとしたことから主な増減要因となっています。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(多田政拓君) ご苦勞様です。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[高山議員挙手]

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ちょっと伺います。設計変更ですから現状の中で色々変わってきた部分というのは説明の中で聞いてわかったのですが、設計上勾配の角度といったものの問題点については、最初設計段階でこういったものは把握できたのではないかなと思うのですが、その辺について設計上最初から確認の取り方がちょっと違ったのかという疑問を持っているのですがいかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 第2サイトの部分ですが、元々パークゴルフ場として利用していたところがありまして、ほぼ平らではなかった部分もあるのですが、設計の段階で縦横断をとるのですが、図面を作成する時に大体20mピッチぐらいで横断を図ったりしているという部分もありまして、実際に細かくして現地測量をしていきますと多少の波が出てくるところで、そこでまた土量が不足していたことが発覚したという部分と、あと周辺の部分、法面の擦りつけの部分とか細かいところまで設計に反映されないのでもうそういうところをなるべくなだらかに、人が歩いて行けるような斜面にしていくとか細かいところの張り付けをしていくとそういう形になるというのが1つあります。それと第1サイトの駐車場の方ですが、実際には設計上ここは測量とかはしているのですが、実際に現地をやった時に砂利を置いていきますとどうしても水が溜まりそうだということが予測されましたので、そこについてはなるべく中央に水が溜まらないような方向でやっていきたいと思います、その部分を変更させていただいたということになります。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 幸いにして土量が足りないと言いながら早来学園で出た残土というか土を利用させてもらったからこの金額で収まったのかという気はします。もしこれが早来学園から残土が出なければさらに多くの土が必要だったということであるのであれば設計段階でもう少ししっかりしなかったら数字的にはかなり狂っているわけですから、その辺設計をしっかりしていただくのは必要だと思いますがいかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 造成工事における縦横断の取り方というものもあるのですが、道路工事と違ってなかなか細かく設計ができない部分もあって、お金を出してその部分を設計していけばもう少し細かく出せるのですが、大体そこは、設計の部分についてはなるべく20mピッチだとか場合によっては50mピッチの測量をするということを一般的にやっている部分もあります。そこについては数字の差異が出てしまったのは確かにあります。なるべく現地で合わせるのか設計の段階をもっと細かくお金を出して設計していくのかという話になってくるのですが、実際には現地が一番大事になってくるので、現地で細かくやっていくのが大切かなと思っていまして、我々としてはそのようなやり方をさせていただいているということです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○10番（高山正人君） はい。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めます。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第5、議案第3号令和5年度安平町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第3号朗読

議案第3号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第6号）について

令和5年度安平町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和5年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第3号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度安平町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,128千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,669,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和5年度安平町一般会計補正予算（第6号）について提案説明します。

今補正の主なものについては、歳出は只今議案第1号で議決をいただきました安平町職員の給与に関する条例等の一部改正による増額と合わせ、職員の異動等の要因による増減額の整理、さつき公営住宅改修工事費1602万7000円の増額などです。

それでは歳出から説明をします。6ページをお開きください。1款議会費から8ページ、2款総務費1項3目出納管理費までは条例改正などによる議員及び会計年度任用職員分の人件費の補正です。7目財産管理費は早来栄町分譲地の一部をアパート建設用地とするため、給水管口径の変更を行う必要が生じたため増額をするものです。9ページ、10目企画費は地域おこし協力隊未着任期間分などの減額で、11目まちづくり推進費(1)定住促進事業は条例改正などによる会計年度任用職員分の補正です。10ページ、(2)地区別計画協働づくり事業は、地域おこし協力隊未着任期間分の減額で、5項1目統計調査総務費までは条例改正などによる会計年度任用職員分の人件費の補正です。

11ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費は条例改正などによる会計年度任用職員分の人件費の補正で、5目ぬくもりセンター施設費は現在ぬくもりの湯の改修工事を行っていますが、換気扇の改修工事については実施設計書を作成中で、債務負担行為により令和6年度予算で工事を予定していましたが、一部足場があるうち工事を行った方が足場代70万円程度が浮くことから天井裏の点検口の設置や換気扇の設置工事など前倒しで行い、またサウナ室の床の張り替えについては、材料のヒバの高騰などにより予算が不足することから補正予算を計上するもので、2月末までに工事完了させ早期に再開するため本臨時会に計上するものです。6目ひとり親家庭等医療費は1か月あたりの医療費が増えており、12月支払い分で不足が生じる恐れがあることから増額。12ページ、11目介護支援費(1)介護保険事業特別会計繰出金は一般会計同様で、条例改正などによる介護事業特別会計職員の人件費の補正などによる繰出金の補正で、(2)介護人材確保育成対策事業は、地域おこし協力隊未着任期間分などの減額です。

2項3目子育て支援費から13ページ、4款衛生費1項4目霊場費までは条例改正などによる会計年度任用職員分の人件費の補正で、14ページ、6款農林水産業費1項4目農業振興費は、ヒグマ駆除巡回出動回数増による不足分を増額するものです。

7款商工費1項1目商工業振興費から16ページにまたがる2目観光費(1)道の駅運営事業経費までは条例改正などによる会計年度任用職員分の補正で、(2)観光事業経費は地域おこし協力隊未着任期間分などの減額です。

8款土木費、4項5目公共下水道費は条例改正などによる公共下水道事業特別会計職員の人件費の補正です。5項2目住宅建設費は、さつき公営住宅改修工事で今後における情勢の変化に対応するためのみなし特定公共賃貸住宅への改修費用で年度内の完了のため臨時会での計上となりました。

17ページ、10款教育費1項2目事務局費から20ページにまたがる6項4目学校給食費までは、条例改正などによる会計年度任用職員分の補正です。

13款給与費2節は条例改正による差額による増額で、3節職員手当等期末手当及び勤勉手当はそれぞれ0.05月分の支給月数改定に伴う増額です。寒冷地手当は人事異動等により増額するもので、18節は条例改正による差額支給により負担額が増となったため増額をするものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをお開きください。20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、3目まちづくり基金繰入金は、ぬくもりの湯の増額補正による充当するもの、7目地域雇用創出推進基金繰入金は、会計年度任用職員の人件費補正に伴い増額をするものです。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2212万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億6974万4000円とするものです。ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7、8ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まず9ページの10目のところの地域公共交通対策事業。こちら未着任分のものだとご説明いただいたのですが、こちら6月21日と9月20日に増額補正されていますが減額されているということで、こちらの詳細を伺いたいのが1点。

あと10ページの地区別計画協働づくり事業、こちら未着任期間が生じたものだとは伺ったのですが、こちら詳細をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） まず最初の地域公共交通対策事業分ですが、こちらについては2名分です。早来地区のハイヤー確保事業ということでおでかけ円滑化支援員ということで、ずっと継続募集しているのですが現在も売り手市場ということで募集が無く、その分を予算整理する内容となっています。あ、応募が無くですね。

もう1点の地区別計画協働づくり事業、こちらについても2名分の募集をかけていたのですが、1名分は今現在でも応募が無い状況です。また、もう1名については、着任が6月1日現在ということですので、その分の予算を調整して今回整理した内容となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら両方のことに関してですが、募集の仕方はどのように行っているか。もし来ていなくてあれだったら来年度以降募集の仕方を考えると、そのようなことが計画としてあるのかどうか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 募集の仕方ですが、特に地域公共交通の部分については重点課題と認識していきまして、現在募集が無い状況を、今回12月補正の予定にもなるのですが募集内容を少し強化しようということで現在予定しています。地域課題解決のために地域おこし協力隊が必要という考えがスタンスですので12月で募集強化してそこで何とか解決できればいいと思っています。また、それができない場合にも6年度引き続き必要人員を予算要求していききたいという考え方を担当としてはしています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 三浦議員と同じことなのですが、いわゆる集落支援員の関係で、私の認識は集落支援員というのは地域おこし協力隊だという認識はしていません。総務省で集落支援員、これ前の議会でも私議論したのですが、集落支援員というのは地元の方でもいいし、地元で働いている、やって

いる人を選んでもいいということになっていて、基本的にはそういう人たちから、地元と密接している人たちを選んでいくのが集落支援の根本的な募集の中身でしたが、安平町はそうではなくて地域おこし協力隊の中でやるという判断の中でやってきたと思うのですね、中身的には。だから私はこのいないという、協力隊ではなくてもっと、人がいないならば地域の中からもっと募集をしてやるのが集落支援の募集の基本ではないかと思うのですが、その辺りの見解はどうでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） まず集落支援員の位置づけですが、議員おっしゃるとおり総務省の要綱によると地域の方が採用するのが基本としつつ、それ以外についても地域外からも募集することができるという状況になっています。当町における今集落支援員の現状としては、従来から町民だった方が集落支援員として採用されている状況ですので、その部分は再度ご確認いただければと思っています。議員おっしゃる部分については、今地域おこし協力隊で募集が無い状況なのであれば、集落支援員制度を活用することも検討した方がいいのではないかと、そのような意図だったと認識しました。そういった点については、今年の募集状況等を踏まえて来年度について制度の応用については検討しなくてはならないと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ11、12ページ。質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 5目のぬくもりセンターの施設で伺います。先般臨時議会で3000万等の予算を計上して修繕を図るということでした。また、今回も580万相当のお金をかけて改修を早めるという意味での見積もり予算をここに計上されていますが、結果的に前回出された予算の中でどこまでするかということになっていけば、あの時に全て出てくるものかというふうな私は認識をしておりました。空調に関してもその時点で当然入れていくべきものだというふうに思っていました。だが工事は別枠だよと言いながら、塞ぐ前に

やらないとならないのは当たり前でしてそれもわかりますが、また、サウナの方の改修工事についても当然見た段階での判断でどれぐらいかかるかということももう少し丁寧に見ていかれて予算組みをする時に追加追加という予算の組み方をするのではなく、できればはっきりとしてこれとこれとこれは直しますよといったところの数字の出し方を丁寧にされるべきでないかなと思うのですがいかがですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今回の修繕については、いち早く営業をしたいということで細かい設計までは追い付かなかった部分の一つあります。今回の増額なのですが、当初躯体自体の天井の方にウレタンが吹き付けられていました。それらもちょっと施工し直さなければならないのではないかとということで当初考えていたところなのですが、それを発注に向けて現場の方をさらに見ていくと、そこは問題ないということになりまして、サウナの方が逆に修理をしなくなるとなっていていったということが出てきました。ただ、そのウレタンの部分でサウナの方もできるだろうということで我々工事を発注したのですが、先ほど副町長の説明にもありましたように材料の高騰等々でどうしても当初のこの間お願いした補正額では足りなくなってしまったということで今回このような補正をさせていただく形になりました。

施工の方も少し変えています。私、浴槽の天井の方に点検口、天井に2か所付けますとお伝えしたのですが、その辺は天井ではなくて躯体側の方に事前に今回の工事で足場のあるうちに事前に、はつりを入れて横から点検できるような形に変えているのもこの増額の中に入っています。

あとそれ以外の点検口については、低い壁側についている低い部分については天井に付けて点検口を付ける形で、当初の発注時よりそういう部分も変更させていただいて今回のような形になっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今高山議員と関連ですが、これ入札行為について。私はちょっと一括入札ではなくてサウナは別のものだと。これは崩落によってやったのではなくて改めてサウナ室を直していくという別なように私としては考えているのですが、これ入札はどのような形でいくのか教えていただ

きたいと思います。

〔大窪総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（大窪好己君） 天井の改修工事については11月2日、契約を締結しています。それで今回の補正の部分については天井裏の点検口や換気扇の設置工事に伴うはつり工事は追加工事で設計変更で行いたいと考えています。そして今のサウナの床の張り替え工事については別枠で町の入札参加有資格者名簿から2月末までに工事を完了できる業者を指名し、見積もり合わせで行いたいと考えています。また、現在行っています工事のスケジュールが2月末まで見てほしいということから2月末で契約を締結していますので、再開は3月1日として作業を進めて参ります。また、この件の広報等でも3月1日再開ということでお知らせをしていきたいというふうに考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 私は別なところで12ページの11目介護人材育成対策事業の減額なのですが、こちら未着任分ということでご説明いただいたのですが、こちらの方も詳細をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 介護人材の確保の育成対策事業で地域おこし協力隊の募集をかけていたのですが、なかなかそこは募集が無くて事業所の方でも色々冊子を工夫して施設の中の働いている状況とか工夫した色々工夫した冊子を作ったのですが、それをホームページとかでアップして募集をかけていたのですが、今のところまだ応募が無かったということです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

- 7番（三浦恵美子君） 今後の募集の方向性としては同じようなことを引き続きやっていくということなのか、それとも改善の余地があるのか、この確認をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 今後についてもこのような募集を継続したいとは思っていますが、一部改善できる場所がもしあれば課内で検討して事業所とも打ち合わせしながら進めていきたいと考えています。あとは介護人材確保の方で既存の制度がありますので、人材バンクとか集落支援とかいったところも進めていながら全体として人材確保を進めていきたいと考えています。以上です。
○議長（多田政拓君） よろしいですか。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） ごめんなさい、1つ忘れていまして。いわゆる地域おこし協力隊の募集をしてもなかなか集まらないという関係で、私はその目的を持った地域おこし協力隊、例えばさっき言ったタクシーだとか、今言った介護だとか分けていますけれども、地域おこし協力隊の報酬というのは決まっていますね。そこら含めて職種によって、これができるのかできないのかわかりませんが、基礎自治体で上積みをして、賃金の上積み給与の上積みをしてやれるのかね。そうではなくてあくまでも総務省で決められた賃金体系、うちも決められた中身でしかできないのかね。少しアップしてやらなかったら募集にはなかなかつながらないような気がして、そこ辺りはそう言われてもできないものはできないという基礎自治体でやれるものなら上積みしてやってさらなる募集をしたいということについて、どのような考えを持っているのか伺います。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。
○町長（及川秀一郎君） 地域おこし協力隊制度について、実際安平町で行ってきた当初は3年間勤務した後に町に残るといったところを前提していた部分がありましたが、当然それを前提条件とするとなかなか応募が無かった

り、また、課題突破型という形でいくと相当スキルが高い方でなければそういった報酬には見合わないという内容が地域おこし協力隊員の募集の中身になってきている部分があります。ですから、なかなかそこがマッチするかしないかというところが課題だということは我々も感じていまして、これからもうすでに内部ではそういった話をしていますが、例えば総務省で認められている範囲を超える自治体の上積み分というところもやはり検討していかなければいくら応募を充実していても、そこがマッチしていかないところも課題だと思っています。ですからその報酬に見合う内容だけの地域おこし協力隊員を募集していくという形に方向転換するのか、そうではなくやはり課題突破型であったり、ハイヤーもそうですね、町の課題を突破する。その3年務めた後も給与はきちんと上昇していくようなことが無いと、その3年間の方がいなくなった場合また同じことの繰り返しになってしまいますので、その課題を将来的にわたってどう解決していくかというところも内部では議論していますので、ただ、そう簡単なことではないので、そこら辺については継続して検討を進めていきたいと考えています。一部教育サイドの中で任期付きの職員として採用して、そして地域プロジェクトマネージャーの形でやっているのは、まさしくああいった職種、ああいった内容を地域おこし協力隊制度でやるのは限界がある、であれば役場職員として短期間でも任期付きでもいいけれども採用して報酬を定めてやっていく、そういったところが必要だということでそこは一部先行してやっていますが、そのやり方を多用するということも問題だろうと思っていますので、繰り返しになりますが全体的なところ、現状も含めて改善に向けて検討を進めていきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ13、14ページ。質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 15、16ページ。質疑はありませんか。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

- 1番（工藤秀一君） 16ページの一番下段のところのさつき公営住宅改修工事の工事内容について伺います。何戸工事するのか、改修内容について若干お聞きしたいと思います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
○建設課参事（伊藤富美雄君） 今回改修予定している戸数については2戸となっています。3LDKが1戸、2LDKが1戸のそれぞれ1戸ずつを予定しています。改修内容については壁のクロス張り、窓、浴槽、洗面台、ほとんどの部分が結構な老朽化が来ているものですから、特公賃に見合うような形で全てを、全てというのも言い過ぎかもしれませんがほとんど全て新しいものにして快適に生活していただけるような形をとれるようにと思っています。
○議長（多田政拓君） よろしいですか。

- 議長（多田政拓君） 他に。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） 工藤議員と同じような部分で、みなし特公賃のあり方、考え方についてお聞きしたいのですが。私はみなし特公賃というのは空いている公住はいわゆるみなし特公賃として募集をすべきだろうと思って、特にこれも議論したことがあるのですが、なぜみなし特公賃を拡大していくのかというのは、やはり公営住宅が低所得者層の住宅が今まさにそれぞれ生活的なレベル、賃金が変わりまして中間所得層が入れない、入れないということはないのですが莫大な家賃になる、計算上。という形を何とか解消していきたいという面と、空き家をどうするかという形でありますから、そんな意味で私は2戸でありますから空いている公住については全てみなし特公賃で募集して入りたい人は入っていただく方向性について1点考えているのか。
2点目は家賃の問題なのです。みなし特公賃ですから家賃をどこで定めるのかということをお聞きしたいのですが、私はせめて3万円以下にしたいと思っています。そうすると空いている所も今大体2万5000円ぐらいだと思っております、一番払っている人で。公住の中で年金所得者でいけば2万5、6000円だろうと私は思っているのですが、いくら中堅層では3万円を基軸にしてやった方が私はかなりの募集っていうか、来るだろうと思うし、移住化定住化に向けてこれだけの低廉な家賃の体系の中でいますよというふうによれば空いている公住が埋まっていくような気がするのでは

すが、その点どのような考え方を。もちろん民間アパートの絡みもあってなかなか難しい面もありますが、私はそうではなくてやっぱり空いている公住には入れていくという方向性を定めればそれなりの家賃体系をもう一回見直して、今、特公賃最高なのが追分若草にある特公賃が5万円ですね、みなし特公賃が。そんなに取りなくても従来のアパートで3万ぐらいがいいのではないかと思いますその点いかがですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 最初の質問ですが、今回の補正についてはこの2戸を改修させていただきます。当初5つぐらい考えていたのですが、とりあえず2戸でこれだけかかってしまうのが一つと、それとまずどれだけの応募があるかというのも試験的に試してみたいというのがありました。それで今回3LDKと2LDKそれぞれ1つずつということで計上させていただきました。この募集をかけた時の応募状況によりましては、小笠原議員がおっしゃいますように今後も空いている公住があるものですから、その辺は増やすような形を検討していきたいと考えています。

2つ目の質問です。家賃ですが、やはりこの家賃については公住とはまた違ったものですから収入によってという計算はまず1つ中堅者という部分ではあるのですが、まず近傍同種ということで民間のアパートだとかそれ以外の特公賃の家賃等々も考慮しながら算出しなければならないというのが決められています。ですので一応小笠原議員が言われました3万円以内ぐらいというところではご意見としてはお聞きしておきますが、我々もこれから家賃については計算しなければならないので、その辺は小笠原議員の言われるようなご要望に応ええるかどうかはわからないのですが、ご意見として取らせていただければと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今回のみなし特公賃については、まさしく小笠原議員が以前ご質問いただいて、それを我々としても検討していくということで検討した結果、今答弁したとおりの2つの部屋を直す、そこを移住定住の中で考えていった場合、アパート建設助成も昨年まではなかなか手が挙がらなかった状況も踏まえて、そのまま家賃を下げてみなし特公賃という考え方もあるかもしれませんが、やはり町外から都市部から来る場合についてはお風呂だったり様々なことが手直ししていかなければならないのではないかとということで、内装についても先ほど説明したとおりのほぼ新しい状況で入居でき

るような形をとっています。先ほど伊藤参事が答弁したとおり、そこで入居がすぐ決まるのか、そうではないのか、そういったところを踏まえながらもまだ今改修をかけているさつき団地の中では空室がありますので、そういったところも今後そこを増やしていくのかどうかも改めて検討はしていきたいと考えています。ですから安いみなし特公賃を今の公住が空いているところを切り替えるだけということでは果たしていいのかどうか。それは今入っている方もいますので、そこら辺も総合的に勘案しながらそこについては考えていきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） このさつき団地に関しては以前から申し上げているとおりカビが酷い状況で空室を活用というふうに答弁をいただいたのですが、こちらの方の対策も必要で、今多分空き次第順次工事していかれていると思うのですが、この進捗と今後の方向性、どのように考えていらっしゃるか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 議員のおっしゃるとおり、さつき団地ABCがあります。今回のみなし特公賃にするところはA棟になります。今回のみなし特公賃にする部分については、空調管理をするような形で今回の工事の方で整備していきます。ただ、これは公営住宅の部分については、公営住宅は収入についてと公営住宅自体の設備について家賃が決まってくるものから、空調を1つずつ入れていくとなるとまたそれも全部家賃に跳ね返ってしまうものから、今空き家になったところをその空調をやっているかというところはまだやっていません。今回のみなし特公賃に改修する2部屋のみ空調整備により、なるべくカビ等の生えない対策をとっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 多分強制換気とか断熱関係も行われるかもちよつとわからないのですが、来ていただいても空室含め家賃に跳ね返るとおっしゃっ

ていましたが、来ていただいてもカビが酷くてすぐに出てしまうとかそういう状況もあると思うので、できるだけ家賃に跳ね返るのはつらいのですが、健康被害のこともありますのでカビ対策はしっかりされていかれるといいと思うのですが。同じ考えだと思いますが確認だけお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 我々も一番の悩みどころが議員のおっしゃるこのカビです。ただ、今の対応としては先ほど答弁させていただいたような形ですので、この辺も今後に向けてさらに検討をしていかなければなとは思っています。ただ、何にしてもかなりの事業費がかかるものですから、それと今のこの時代ゼロカーボン等々もありますので、それらも検討しながら今後の改修をどういうふうにしていくのかも一緒に考えていかなければならぬかなと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） さつき団地は結構空室があつたり、入居している方が引っ越しするのが結構大変なことでハードルが高いのですが、ある程度空室が増えてきた場合、空調、カビ対策は抜本にやる時は各個室の中で何か対応する方法もありますが、全体的に空調を考えるという方式も、これも多額な経費がかかるかもしれませんが、そういったことをしていかないと抜本対策にはならないだろうなといったような議論はすでにしています。今回当然だからといって何年も先、3年4年全て空いた時にみなし特公賃をやっていくということも一部案としてはあつたのですが、それであれば今空いているところをまず直して、そして入っていただく。そこが大事ではないかということで先行してやった部分がありますので、将来的にそこが例えばほぼ空室になった場合には移転をお願いしながら建物全体を、対策工事を行っていく方法も将来的に考えていかなければならないと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ17、18ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ19、20ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出を終わり、歳入に入ります。5ページをお開きください。歳入5ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めます。これから総括の質疑をお受けします。総括で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ総括的な質疑を終わります。質疑なしと認めこれから本案に対して採決を行います。あ、失礼しました、討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長(多田政拓君) 日程第6、議案第4号令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第4号朗読

議案第4号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第4号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,361千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,118,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

初めに歳出からご説明します。8ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費介護保険事業人件費の2節給与、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金は、人事院勧告に伴う増額となります。介護保険事業事務費の1節報酬、3節職員手当等は決算見込みによる減額となります。

9ページ、3款地域支援事業2項1目一般介護予防事業費1節報酬は人事院勧告に伴う増額、3節職員手当等は決算見込みによる減額となります。10ページにわたる3項1目包括的支援事業任意事業費1節報酬、2節給与は人事院勧告に伴う増額、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金は決算見込みによる減額となります。

5款予備費1項1目保険給付予備費については、歳入歳出補正に伴う財源調整として増額するものです。

次に歳入をご説明します。5ページをお開きください。3款国庫支出金2項2目及び3目地域資源事業交付金は、歳出3款の補正に伴う交付金の補正となります。

6ページにわたる4款支払基金交付金は歳出3款の補正に伴う増額となります。

5款道支出金は歳出3款の補正に伴う減額となります。

7ページをお開きください。6款繰入金1項2目及び3目地域支援事業繰入金は歳出3款の補正に伴う繰入金の補正、5目その他一般会計繰入金は歳出1款の補正に伴う繰入金の補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1811万円とするものです。ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。保険事業勘定、歳出8ページをお開きください。8、9ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入に移ります。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ7ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○3番(小笠原直治君) 総括的な。

○議長(多田政拓君) あ、失礼しました。総括はちょっと今予定していませんでしたが、何かありますか。

[小笠原議員挙手]

○議長(多田政拓君) はい、どうぞ。

○3番(小笠原直治君) ちょっと教えてほしいのですが、総体的に地域支援事業交付金が国庫も道も減っているという意味で、これどう捉えたらいいのか。いわゆる支援事業そのものが町民住民にとって無くなってきているのか、利用度が無くなってきているのか、そうではなくて健康福祉課が事業を行っていないのかね。これどういうふうには減額されてきている理由というのは、どのようなことなのか教えていただきたいと思います。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) こちらの歳入の補正については、今回の人事院勧告の補正に伴うものと、決算見込みによる減額がありましたので、その分を地域支援事業の方で行っている事業ですので、国、道、支払基金それぞれ負担割合がありますので、その分の調整した減額したり増額したりしているところで補正させていただいたところです。以上です。

○議長(多田政拓君) よろしいですか。

[小笠原議員挙手]

○議長(多田政拓君) 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ちょっと私理解度が悪いので。いわゆる人事院勧告とか決算見込みだとかって課長が言われていましたが、実態論として交付金が減っているということは、その事業に対する私は交付金だろうと思ってですね。そこ辺りが、そうではなくて事業はしっかり行われているけれども、先ほど言った人事院勧告やそれぞれの決算見込みを見ながらやってきたのかね。そこ辺りちょっと私が理解できない。もう1回どういう意味で交付金が減らされてきたというのはどうなのかということだけお願いしたいと思います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちら歳出については、例えば1款ですと介護保険事業の人件費、これの給与ですとか職員手当等、共済費、補助金及び交付金の人事院勧告に伴う増額だったり、あと地域支援事業の方ですとしゃんしゃん教室で保健師ですとか業務していただいているのですが、そこに関する報酬だったり、職員手当だったり、それを決算見込みで減額したりですね、その中で地域支援事業については歳入の方を国が25%、道が12.5%、支払基金も12.5%という中でその割合をかけて落としたり増やしたりというところで、

（理事者側懇談）

○健康福祉課長（阿部充幸君） あ、歳出の方の減った理由については、事業としては全く事業回数を減らしたりですとかはありません。今回の人事院勧告に伴うものだったり、決算見込みで落としたりしているところです。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7ページ。ああ、総括でしたもんね。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。
まず本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。本
件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案おと
おり可決されました。

◎ 日程第7 議案第5号

○議長（多田政拓君） 日程第7、議案第5号令和5年度安平町公共下水道事業
特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） 議案第5号朗読

議案第5号

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり
提出する。

令和5年11月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定により、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算につい
て、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別添の補正予算書をご覧願います。

議案第5号

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度安平町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ800,256千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

今補正の内容については、歳出では人事院勧告による給与改定に伴う職員人件費の増額。歳入ではこの財源調整のため一般会計繰入金を増額しようとするものです。

それでは歳出からご説明させていただきます。事項別明細書6ページをお開き願います。2款事業費1項1目下水道整備費について、給与改定により担当職員5名分の給料、手当等の各科目に増額が必要となるものです。まず2節給料は7万6000円、次の3節職員手当等については期末手当、勤勉手当を合わせて24万2000円増額、また次の4節共済費はこの増額に伴い共済組合負担金を3万9000円、次の18節負担金補助及び交付金についても退職手当組合負担金を3万8000円増額し、職員人件費として合計39万5000円を追加計上しようとするものです。

続きまして歳入に移りますので5ページへお戻り願います。4款繰入金1項1目1節一般会計繰入金については今歳出補正に伴う財源調整のため、同額の39万5000円を追加計上しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようよろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたので、質疑をお受けします。6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入に移ります。5ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑は終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。反対の意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第6号

○議長（多田政拓君） 日程第8、議案第6号令和5年度安平町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第6号朗読

議案第6号

令和5年度安平町水道事業会計補正予算（第2号）について

令和5年度安平町水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定により、令和5年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊の補正予算書に基づき説明します。最初のページをお開きください。

議案第6号

令和5年度安平町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度安平町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では支出の第1款第1項営業費用について、人事院勧告に伴う給与改定に基づき、72万6000円を補正予定額として追加計上しています。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のとおり改める。

第3条では職員給与費72万6000円を補正予定額として追加計上しています。

令和5年11月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について2ページの令和5年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第2号により詳細をご説明します。

収益的支出については人事院勧告に伴う給与改定により給与費の補正を行うもので、1款水道事業費用は1項2目配水及び給水費、1節給料及び2節職員手当等57万8000円を追加補正するものです。この補正額については説明欄に記載のとおり人事院勧告による増額補正となります。3目総係費についても人事院勧告に伴う追加補正となり1節給料及び2節職員手当等14万8000円を増額補正するものとなります。なお、1ページの令和5年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第2号については、只今説明しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。提案説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本件については第1条の総則から第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費までを一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本臨時会に付された案件の審議は終了しました。会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは令和5年第8回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会 午前11時20分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____